

(目的)

第1条 この規程は、市が市民生活に大きく関わる施策を決定する過程において、市民参加の機会を拡大し、公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民参加型行政を推進するため、パブリックコメント手続に関し基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 新庄市総合計画及び市の施策等の推進に係る計画、構想、方針等並びに広く市民に適用される制度(以下「計画等」という。)の制定又は改正の案を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見及びそれに対する市の考え方を公表するとともに、提出された意見を考慮し、意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。)に在学するもの
 - ウ その他計画等に利害関係を有するもの(平30訓12・一部改正)

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改定
 - (2) 市民生活に密接に関連する重要な制度の制定又は改廃
 - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する制度の制定又は改廃(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の額の設定並びに徴収に関するものを除く。)
 - (4) 宣言又は憲章の制定又は改廃
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 迅速又は緊急な対応を要するもの
 - (2) 軽微な変更と認められるもの
 - (3) 裁量の余地がないもの
 - (4) 審議会その他の附属機関(これに準ずる機関を含む。)がこの規程に定める手続に準じた手続を経て作成した報告、答申等に基づき施策の決定を行うもの
 - (5) 施策の決定を行う際に、意見聴取等の方法が法令等に定められているもの
 - (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により直接請求された条例の案を議会に提出するもの
- (平30訓12・一部改正)

(計画等の案の公表と意見の募集)

第4条 市長は、計画等の策定を行おうとするときは、計画等の案及び必要な関連資料(以下「計画案等」という。)を公表するものとする。

- 2 前項の公表は、計画等の策定の意思決定を行う前の適切な時期に行い、概ね30日の意見募集期間を設けるものとする。
- 3 市長は、計画案等を市民等が容易に内容を知ることができる方法により公表するものとする。
- 4 市長は、計画案等を周知し、意見を求めるため、説明会又は公聴会を開催することができる。

(意見の提出)

第5条 意見の提出は、書面、電子メールその他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 意見の提出をしようとする市民等は、住所、氏名その他必要な事項を明記するものとする。

(計画等の決定及び市の考え方の公表)

第6条 市長は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等を決定するものとする。

2 市長は、提出された意見(提出された意見が無かった場合はその旨)及び提出された意見に対する市の考え方を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、公表することにより第三者の権利又は利益を害するおそれのあるもの、内容が計画等に合致しないもの及び賛否のみを示したものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(実施状況の公表)

第7条 市長は、パブリックコメント手続に係る案件の一覧を作成し、公表するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成30年9月訓令第12号)

この訓令は、平成30年9月21日から施行する。